

育児休業期間中に就業した場合の 育児休業給付金の支給について

育児休業給付金制度では、支給単位期間(※1)中に就業した場合は申告が必要です。就業している日が10日を超えて、かつ就業している時間が80時間を超えるときは、育児休業給付金は支給されませんのでご注意ください。

また、育児休業期間中に賃金が支払われた場合は、育児休業給付金が減額支給される場合等もありますので、このリーフレットをよくご確認ください。

※1 「支給単位期間」とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間をいいます（育児休業終了日を含む場合は、その育児休業終了日までの期間です。）。

各支給単位期間の支給額について

原則として、**休業開始時賃金日額(※2)×支給日数(※3)×67% (50%(※4))** です。
[賃金月額]

※2 「休業開始時賃金日額（以下、「賃金日額」とします。）」とは、原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額です。

※3 「支給日数」とは、原則30日、休業終了日の属する支給単位期間についてはその支給単位期間の日数です。

※4 育児休業の開始から6か月経過後は、50%です。

各支給単位期間に支払われた賃金がある場合の支給額について

賃金(※5)が賃金月額の13%(30%※6) ⇒ **[賃金月額×80%]と賃金の差額が支給額となります(減額支給となります。)**。

賃金が賃金月額の80%以上の場合 ⇒ **支給されません。**

※5 ここでの「賃金」とは、育児休業期間を対象として支払われた賃金を指します（以下、同じです。）。
なお、賃金が賃金月額の13%(※6)以下の場合には減額支給等はありません。

※6 育児休業給付金の給付率が50%の場合は、13%ではなく、30%となります。

<支給額の例（賃金月額が30万円の場合）> ※育児休業給付金の給付率が67%、支給日数が30日である支給単位期間とします。

- ① 支給単位期間中に賃金が支払われていない場合 ⇒ 原則通りの計算で、**賃金月額30万円×67% = 20万1千円**です。
- ② 支給単位期間中に賃金6万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×20%]支払われているので、**賃金月額30万円×80% - 6万円 = 18万円**です。
- ③ 支給単位期間中に賃金24万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×80%]支払われているので、**支給されません。**



＜育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金支給申請書の記載例＞

＜留意点＞

- ◆各支給単位期間中に就業していると認められる日の日数を記入します。
〔全日休業している日(日曜日や祝日など会社の休日となっている日)以外の日〕
- ◆ハローワークで手続きする際は、就業日数の証明のためにタイムカードなど就業した日数が分かる書類を添付してください。

- ◆各支給単位期間中の就業日数が10日を超える場合に記入します。(10日を超えない場合は記入不要)
- ◆ハローワークで手続きする際、この欄が記入されている場合は、就業時間の証明のためにタイムカードなど就業した日数が分かる書類を添付してください。

様式第33号の5の2 (第101条の13関係) (第1面)
育児休業給付金支給申請書
 (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別 10406 支給申請期間 氏名 被保険者番号

2.資格取得年月日 3.育児休業開始年月日 支給単位期間その1(初日-末日) 支給単位期間その2(初日-末日)

事業所番号 管轄区分 支給終了年月日 出産年月日 前回処理年月日

4.支給単位期間その1(初日) (末日) 5.就業日数 6.就業時間 7.支払われた賃金額

平成 29 04 15 - 05 14 5 00 00 50000 円

8.支給単位期間その2(初日) (末日) 9.就業日数 10.就業時間 11.支払われた賃金額

平成 29 05 15 - 06 14 11 50 50000 円

12.最終支給単位期間(初日) (末日) 13.就業日数 14.就業時間 15.支払われた賃金額

平成 17.支給対象となる期間の延長事由一期間

18.配偶者 20.次回支給申請年月日 21.延長等 22.未支給区分

育児取得 配偶者の被保険者番号 ※ 平成 21. 22. (空欄 未支給 以外 1 未支給)

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。
 平成 年 月 日 事業所名(所在地・電話番号) 印
 事業主氏名
 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 印

2017. 1

(注) 育児休業給付金制度では、就業日数(時間)の算定にあたっては、雇用保険の被保険者となっていない事業所で就業している日数(時間)も含まれます。なお、育児休業期間を対象として支払われた賃金の算定にあたっては、雇用保険の被保険者となっていない事業所から支払われた賃金は含まれません。